

入札説明書

三重茶農業協同組合(※事業実施主体)が発注する一般競争入札契約に係る入札公告(平成29年2月10日付け)に基づく入札については、関係法令及び契約条項に定めるもののほか、下記に定めるところによるものとする。

記

1 契約者

三重茶農業協同組合
代表理事 堤 利道

2 調達内容

(1)購入件名及び数量

かぶせ茶品質向上寒冷紗被覆資材の購入 (産地パワーアップ事業)
別紙仕様書のとおり

(2)購入物件の規格等

別紙仕様書のとおり

(3)納入期限

平成29年3月25日

(4)納入場所

各農家の指定する場所へ配送

(5)入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア 入札者は調達物品の本体価格のほか、納入に要する一切の諸経費を含めて契約金額を見積もるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書(様式第3号)に記載すること。

3 競争参加資格

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2)公告から入札までの期間において、農林水産省の機関から工事請負契約に係る指名停止等の措置を受けていない者

(3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4)手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者

(5)国税、県税及び市税の滞納がないこと。

(6)三重県内に本店又は事業所を有すること。

4 入札の場所等

(1)問い合わせ先

〒512-1105 三重県四日市市水沢町 2441-3

三重茶農業協同組合 総務課

電話 059-329-3121

(2) 入札の日時及び場所

平成29年2月10日10時00分～三重茶農業協同組合 入札室

(3) 再度入札

開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度の競争入札を行う。この場合に入札できる者は、当初の入札に参加した者とする。

(4) 入札書の変更等

入札参加者は、提出した入札書の変更又は取り消しをすることはできない。

5 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 入札者に要求される事項

(1) この一般競争に参加を希望する者は、この入札説明書、契約書案及び現場等を熟知のうえ、封印した入札書(様式第3号)を入札日に提出しなければならない。なお、郵送による入札書の提出は認めない。

(2) 当該入札を代理人をもって行う場合には、委任状(様式第4号)を必ず提出することとする。

(3) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(4) 入札書は封筒に入れ、必要事項を表記すること。

(5) 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

(6) 入札参加者は、一端提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(7) 落札者は、入札書記載金額に対する品目ごとの内訳書を提出すること。

8 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談の行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に

開示してはならない。

9 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行為をするなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札に付される事項名又は入札金額の確認し難い入札
- (6) 事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書の作成の要否

要

12 契約事項

別添「売買契約書」による。

13 落札者の決定方法

上記7に定める書類を添付して入札書を提出した入札者であって、上記3の競争参加資格をすべて見たし、当該入札者の入札価格が三重茶農業協同組合が作成した予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

14 契約者の氏名、その所属する部局及び名称並びに所在地

(郵便番号)512-1105

(所在地) 三重県四日市市水沢町 2441-3

(所属部局) 三重茶農業協同組合

(職名) 代表理事

(氏名) 堤 利道

15 調達物品の検査等

別添「売買契約書」による。

16 契約書の提出

落札者は、三重茶農業協同組合 代表理事から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から 5 日以内に三重茶農業協同組合 代表理事に提出しなければならない。ただし、三重茶農業協同組合代表理事が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

17 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。